

別紙

趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 ② <u>公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

乗合バス事業者（長電バス株式会社）の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づく乗合バスの上限運賃変更認可申請事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

今般、本年2月14日に申請された長野市内の長電バス線の申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」（事務局：北陸信越運輸局自動車交通部旅客課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

記

1. 実施日時・場所
日 時：平成26年4月9日（水）18：00～

場 所：メルパルク長野 3F飛翔（別紙1参照）
長野市鶴賀高畑752-8（TEL 026-225-7800）
2. 対象者
利用者
3. 開催内容
・申請事業者（長電バス線）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明
・参加した利用者からの意見の陳述（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）
4. 参加申込方法（利用者向け）
・意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙2）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。
※取得した個人情報については、本件に係るご連絡以外には使用いたしません。
5. 書面による意見提出方法（利用者向け）
・書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mailで提出してください。

【必要項目】 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見
※頂いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

6. 申込・提出先
・〒950-8537
新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館6階
北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
【FAX】025-285-9174
【E-mail】hrt-niig004d@hrt.mlit.go.jp
7. 申込・提出期限
・平成26年4月7日（月）17：45まで
（郵送の場合は平成26年4月7日（月）必着分まで）
8. 発言時間
・意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。
※本会は、広く利用者の意見を聴く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。
9. 取材申込方法（マスコミ向け）
・取材を希望される場合は、取材登録票（別紙3）を記入し、平成26年4月7日（月）17：00までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。
【FAX】025-285-9174
【E-mail】hrt-niig004d@hrt.mlit.go.jp
10. ご意見の取扱い
・「説明及び意見を聴く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。
11. その他
・意見を述べようとする方において、当該事案の申請書及びその他関係書類について閲覧を希望される場合は、事務局（下記参照）あてにご連絡ください。

【問い合わせ先（主催者）】国土交通省 自動車局 旅客課 高橋、中村
TEL：03-5253-8111（内線：41232、41234）
03-5253-8571（直通）
FAX：03-5253-1636

【問い合わせ先（事務局）】北陸信越運輸局 自動車交通部 旅客課 林、常田
TEL：025-285-9154（直通）
FAX：025-285-9174

プレス発表に加えて、関係自治体からもHP等において広報を実施。

「説明及び意見を聴く会」の開催結果①

概要

平成26年4月9日(水)18:00~19:00、「説明及び意見を聴く会」を予定どおり長野市内で開催し(参加者31人(利用者:6人、自治体:9人、業界:16人))、以下のとおり、参加された利用者1名からご意見をいただき、このご意見に対し申請事業者から回答がなされました。

利用者の意見	<p>(信州大学大学院生の方)</p> <p>バスの運賃を値上げすることによって、バスの利用者がさらに減少し、交通格差というものが増えると思われまます。値上げによってバスを利用しなくなるという人達は、自転車や自動車など、他に交通手段の代替案がある人で、高齢者や学生といった交通弱者は運賃が値上げされてもバスを利用せざるを得ず、限られた交通手段しか持たない人の「移動権」が十分に保証されないのではないかと感じました。従いまして、移動権の保証のためにも、交通格差を少なくするためにも、さらにバスの利用促進を行い、利用者をもっと増やすべきだと思います。また、利用者が減少し、需要が少なくなったために、バスの運賃を値上げするといったサイクルを繰り返すのであれば、私達若者が交通弱者となる50年60年先の運賃のことを想像するととても不安になります。さらに来年10月からまた消費税が引き上げられる予定ですし、運賃も消費税と同じで一度上がったら今後下がることはないと思います。</p> <p>従いまして、運賃の変更につきましては慎重に判断していただきたいと思ひます。</p>
申請事業者の回答	<p>(長電バス(株))</p> <p>ありがとうございました。ご利用いただいている皆様の生の声を聞かせていただきました。</p> <p>確かに、バスのご利用は年々減っております。当社の場合は、毎年、平均3%前後減少しております。それだけ収入が減るわけですから、費用的にその分を削減していかないと経営が成り立たないのですが、その分の経費削減をどこに求めるかというところが大変であります。</p> <p>アベノミクスにより、ベースアップを図るなどして、人件費に反映するような策を講じられる企業はよろしいのですが、バス会社としますと、逆に円安の影響で燃料が高騰しております。その部分が相当な費用増加の要因を占めております。また、先ほども申し上げましたように、車齢も15年~20年以上の車が30両ほどございますので、修繕費も年々かさばっております。そういった燃料費・修繕費は実際に必要とする費用でありますので、最終的には人件費に手を付けなくてはならないのですが、今この時代に人件費を削減することもできません。ましてや、バス1両に少なくとも1人の運転手が必要なのですが、運転手不足が大変深刻でございます。今後、定期路線の本数を動かせるだけの運転手を確保するということが厳しい状況にあります。事故を起こさぬよう、十分な休養を取らせたりしておりますけれども、大変厳しい状況が続いております。言い訳になってしまいますが、運賃を改定させていただかないと大変な事態に陥ることから、今回申請させていただいたところです。</p> <p>先ほど、ご意見いただきましたように、いかにすればお客様に乗っていただけるかということが課題だと思います。長野市内は市の交通政策に合わせまして、ICカード化をさせていただきましたが、大変便利なカードでございます。その利用状況・乗車履歴を全て分析することができるような状況でございますが、まだそのデータを分析するまでには至っておりません。もし可能でありましたら、交通政策を研究しておられる学生の皆様にもそういう課題を一緒に研究していただければ逆にありがたいと思っております。また、多くのお客様にお乗りいただけるようなダイヤ編成も考えておりますが、それもICの利用状況等をよく分析した上で進めていかなければいけないと認識しております。</p> <p>また、できるだけ運賃の値上げの幅を少なくするために、社内的には貸切バス部門をさらに活性化させるとともに、都市間の高速バスの収支状況をもっと高めて、路線バスの落ち込みを補っていかうとしておりますが、これにも限界がありますことから改定の申請をさせていただいたわけです。</p> <p>いずれにしても、何か事業者が気づかないような改善策がありましたら、遠慮なくご教示いただければありがたいと存じます。ご意見賜りまして、誠にありがとうございました。</p>

「説明及び意見を聴く会」の開催結果②

自動車局の見解

陳述者のご意見のとおり、バス運賃値上げに際し、申請事業者においては利用促進による増収を図り、バス運賃の値上げは最小限に留めなければならないと考えております。

申請事業者である長電バス(株)においては、陳述者からのご意見にもありましたとおり、今後、運賃改定のみならず、ICカードのデータも利用した利用促進策などによる経営改善及びより一層の利便性向上に向け取り組む意向であることを確認いたしました。

今般の運賃改定を契機として、新規顧客の獲得に向けた取組も含め、利用者利便の増進が図られていくことが最も重要であり、自動車局としても乗合バス事業全体の活性化に向けてバス事業者や関係自治体等と連携してまいりたいと思います。

